

浅口市公告第 4 号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

浅口市長 栗 山 康 彦

記

浅口市 CIO 補佐官等業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、浅口市 CIO 補佐官等業務(以下「本業務」という。)の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

浅口市 CIO 補佐官等業務

(2) 業務内容

別紙1「浅口市 CIO 補佐官等業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

3. 委託上限価格

7,600 千円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

※見積価格が、この金額を超える場合は、失格とする。

4. 事業者の選定方法

事業者選定については、価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力などを総合的に評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、プロポーザルにより実施する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書提出時点で以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を

受けていないこと。

- (2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 19 年浅口市告示第 65 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成 18 年浅口市告示第 101 号)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 令和7年度浅口市競争入札(見積)参加資格を有していること。

6. スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 公告 | 令和 7 年 4 月 8 日(火) |
| (2) 質問期限 | 令和 7 年 4 月 14 日(月)17 時まで |
| (3) 質問回答期限 | 令和 7 年 4 月 17 日(木)17 時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 4 月 28 日(月)17 時まで |
| (5) プレゼンテーションの実施予定 | 令和 7 年 5 月 12 日(月)PM 予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和 7 年 5 月中旬予定 |
| (7) 契約締結 | 令和 7 年 5 月下旬予定 |

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類・部数
別紙2「企画提案書等提出書類一覧」に掲げる書類
- (2) 提出先
浅口市役所企画財政部デジタル戦略課
- (3) 提出方法
電子メールもしくは大容量ファイル送受信サービス
※電子メールの場合ファイルサイズが 8MB を超える場合は受信できない。
※本市が利用している大容量ファイル送受信サービスを利用する場合は、事前にご連絡ください。
- (4) 提出期限
令和 7 年 4 月 28 日(月)17 時まで
- (5) その他
提出期限以降における提出データの差替及び再提出は認めない。

8. 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

- (1) 提出先
浅口市役所企画財政部デジタル戦略課 福間

電子メール:joho@city.asakuchi.lg.jp

(2) 質問方法

電子メールで「様式第6号 質問表」を送付すること。

(3) 質問期限

令和7年4月14日(月)17時まで

(4) 質問への回答

令和7年4月17日(木)17時までに、当市ホームページ上に掲載する。

(5) その他

評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9. プレゼンテーション

(1) 実施日は令和7年5月12日(月)を予定している。詳細は提案書提出後に電子メールで通知する。

(2) 場所は浅口市役所本庁3階第1会議室(岡山県浅口市鴨方町六条院中3050)を予定している。

(3) プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」をもとに行うこと。

※企画提案書以外の資料や補足資料の配布等は認めない。

(4) プレゼンテーションの時間は準備5分、説明20分、質疑応答30分、片付け5分の合計60分以内とする。

(5) プレゼンテーションに必要な機器(パソコン等)は提案事業者が用意すること。

※大型モニター、HDMIケーブルは本市で用意する。

(6) プレゼンテーション出席者は、4名以内とする。Webでの参加も可、その場合も4名以内とする。

※Web参加の場合、Web会議用のURLの発行は提案事業者が行うこと。

(7) プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

(8) プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

10. 審査方法及び評価基準

市職員で組織する審査委員会において、別紙4「評価基準」の項目を総合的に審査・評価し、点数の合計が満点の5割以上であった者のうち最も高い提案者を優先交渉事業者として選定する。

なお、最高点の者が複数となった場合は、提案見積金額が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合は審査委員会の採決により決定する。提案者が1者の場合も総評価点が満点の5割以上であれば有効とする。

11. 審査結果の通知

(1) 審査の結果について、審査終了後すべての提案者に電子メールで通知する。

(2) 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12. 契約

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約が締結できない場合は、次点候補者と契約を行うものとする。

- (1) 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合
- (2) 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合
- (3) その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

13. 業務の範囲

本業務の範囲は、別紙1「浅口市 CIO 補佐官等業務仕様書」を基本とするが、本市の判断により、契約締結時において、提案者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

14. 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書を提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (3) 上限価格を超えた見積もりを提出した場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
※Web 参加の場合は、開始時間に接続がなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと浅口市が認める場合
- (6) 本業務の仕様書の内容を満たしていない場合
- (7) 提出が必要な書類が揃っていない場合
- (8) 本実施要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合

15. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (5) 提案書類の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。
- (6) 「様式第1号 参加申請書」を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに「様式第7号 参加辞退届」を提出すること。
- (7) 本プロポーザルにより得られた情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。

16. 担当部署

名称:企画財政部 デジタル戦略課 所在地:岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
連絡先:電話 0865-44-7008 メールアドレス joho@city.asakuchi.lg.jp